

令和2年度 町民税 府民税 申告書

受付印

豊能町長様

年 月 日提出

★下記の項目に該当される方

- 非課税所得のみ受けていた
遺族年金・障害年金・雇用保険・生活保護
- 他の市町村で課税されている 市町村名
- 扶養されていた
扶養者の氏名 続柄
住所
個人番号
- その他 (例: 学生である、求職中である、病気療養中等)

現住所	() 方
電話 ()	
令和2年1月1日現在の住所	豊能町 () 方
フリガナ	性別 男・女
氏名	生年月日 大・昭・平・令 年 月 日
個人番号	

2 所得から差し引かれる金額 (二面のつづき)

障害者控除	氏名	特別障害者は氏名を○で囲んでください。
	控除額については「申告の手引き」を参照してください。	18 0,000 円
配偶者(特別)控除	配偶者の氏名	生年月日 明・大・昭・平 年 月 日
	個人番号	
	配偶者控除	控除額については「申告の手引き」を参照してください。
配偶者特別控除	控除額については「申告の手引き」を参照してください。	20 0,000 円
配偶者の合計所得金額		円

扶養親族	氏名	続柄 同居別居	別居の場合の 扶養親族の住所	生年月日	控除額 (万円)
			同・別		大・昭・平・令 ・
	個人番号			大・昭・平・令 ・	
		同・別		大・昭・平・令 ・	
	個人番号			大・昭・平・令 ・	
		同・別		大・昭・平・令 ・	
	個人番号			大・昭・平・令 ・	
控除額については「申告の手引き」を参照してください。		21 (控除額の計)	0,000 円		

町府民税の非課税判定に必要となりますので、年少扶養(16歳未満)の方につきましても、記入してください。

3 事業専従者 (1の計算で、事業専従者控除額を差し引いた場合に書いてください)

氏名	続柄	生年月日	従事月数 月	専従者給与(控除)額 円
		・		
個人番号				
		・		
個人番号				
専従者控除額の合計額				23 円

○日給などの給与と所得のある人で、源泉徴収票のない人は下記に記入してください。

日給	月のうち	年
	円	日
年間総収入	円	
勤務先	所在地	
	名称	
	TEL	

事業税に関する事項

非課税所得など	番号	所得金額 円	損益通算の特例適用前の不動産所得	円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類	損失額・被災損失額(円)	前年中の開(廃)業月日	月 日 開始・廃止
事業所等の所在地	<input type="checkbox"/> 他 都 道 府 県 の 事 務 所 等			

4 課税される所得金額の計算

所得金額	金額 (円)	計算式
営業等	(収入金額)	①
農業	(収入金額)	②
不動産	(収入金額)	③
利子	(収入金額)	④
配当	(収入金額)	⑤
給与	(収入金額)	⑥
雑	(二面の③+④の金額)	⑦
総合譲渡	短期 (二面の⑤の金額) 長期 (二面の⑥の金額)	⑧
一時	(二面の⑦の金額)	
合計		⑨ ※
雑損控除	(二面の⑧の金額)	⑩
医療費控除		⑪
社会保険料控除		⑫
小規模企業共済等掛金控除		⑬
生命保険料控除		⑭
地震保険料控除		⑮
寡婦 寡夫 控除 勤労学生 障害者		⑯ 0,000
配偶者控除		⑰ 0,000
配偶者特別控除		⑱ 0,000
扶養控除		⑲ 0,000
基礎控除		⑳ 330,000
控除合計		㉓ ※

課税標準額 ⑨ - ㉓ 円 0,000

給与と所得及び公的年金等に係る所得以外の町府民税の納税方法 給与から差し引かれることを希望(特別徴収) 本人が直接納めることを希望(普通徴収)

5 寄附金に関する事項 (税額控除)

寄附した金額を下記該当欄へ記入してください。

都道府県・市区町村	円
大阪府共同募金会・日本赤十字社(大阪支部)	円
条例指定分大阪府・豊能町	円

配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	円

1 所得金額

		所得の生ずる場所	① 収入金額 円	② 必要経費 円	③ 専従者控除額 円	所得金額(①-②-③)	
事業等	営業					①	
	農業					②	
不動産						③	
利子						④	
配当						⑤ (赤字のときは0)	
給与						⑥	
雑	公的年金等		④			④	
	その他		⑤	⑥		⑦ ⑤+⑥-⑥	
総合課税	短期	種目	所得の生ずる場所	⑧ 収入金額 円	⑨ 必要経費 円	⑩ 特別控除額 円	所得金額(⑧-⑨-⑩) 円
	長期						⑪
	一時						⑫ (赤字のときは0)
特別控除額は……50万円(⑩の金額が50万円までのときは⑩の金額) 譲渡の特別控除額は、短期の⑬、長期の⑭の順に差し引きます。						⑬	⑬+(⑭)×1/2
合計 (①から⑫までの合計額を書いてください。なお、①から③、「譲渡」の⑬、⑭に赤字の金額がある人や、前年から繰越損失がある人は、複雑ですから税務課におたずねください。)						⑭	⑭

①～⑭と一面の⑮～⑯の金額は、一面の右側の⑰の欄に移記してください。

源泉徴収票、生命保険料の支払証明書などの右端をここにはつけてください。

2 所得から差し引かれる金額

雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など	① 損害金額 円	② 保険金などで補填される金額 円	差引損失額(①-②) 円	
控除額は	$\left\{ \begin{array}{l} \text{差引損失額} - \text{②の10\%} \\ \text{円} \end{array} \right\} \text{と} \left\{ \begin{array}{l} \text{差引損失額のうち災害関連支出の金額} - 5\text{万円} \\ \text{円} \end{array} \right\} \text{とのいずれか多い方の金額}$					⑩	
どちらかに○をつけてください。 医療費控除・セルフメディケーション税制 ※控除を受ける方は別途明細書の添付が必要となります。				医療費等 円	保険金などで補填される金額 円	⑪	
社会保険料控除	社会保険料の種類	支払保険料 円	社会保険料の種類	支払保険料 円	合計支払額		
	介護保険料		国民健康保険料(税)		⑫		
	後期高齢者医療保険料		国民年金保険料				
健康保険料		その他					
小規模企業等共済	控除額は、支払った第1種共済掛金と心身障害者扶養共済掛金との合計額					⑬	
生命保険料控除	旧生命保険料支払額 円		旧個人年金保険料支払額 円		控除額は		
	$\left[\begin{array}{l} \text{支払金額を「申告の手引き」にあてはめて} \\ \text{計算した金額(最高35,000円)} \end{array} \right] \text{円} + \left[\begin{array}{l} \text{支払金額を「申告の手引き」にあてはめて} \\ \text{計算した金額(最高35,000円)} \end{array} \right] \text{円} =$				⑭		
	・新生命保険料支払額 円		・新個人年金保険料支払額 円		・介護医療保険料支払額 円		
控除額は		$\left[\begin{array}{l} \text{支払金額を「申告の手引き」にあてはめて計算した金額} \\ \text{(最高28,000円)} \end{array} \right] \text{円} + \left[\begin{array}{l} \text{支払金額を「申告の手引き」にあてはめて計算した金額} \\ \text{(最高28,000円)} \end{array} \right] \text{円} + \left[\begin{array}{l} \text{支払金額を「申告の手引き」にあてはめて計算した金額} \\ \text{(最高28,000円)} \end{array} \right] \text{円} =$		$\left[\begin{array}{l} \text{支払金額を「申告の手引き」にあてはめて計算した金額} \\ \text{(最高28,000円)} \end{array} \right] \text{円} + \left[\begin{array}{l} \text{支払金額を「申告の手引き」にあてはめて計算した金額} \\ \text{(最高28,000円)} \end{array} \right] \text{円} + \left[\begin{array}{l} \text{支払金額を「申告の手引き」にあてはめて計算した金額} \\ \text{(最高28,000円)} \end{array} \right] \text{円} =$		⑮ (最高70,000円)	
※旧制度と新制度の両方を適用する場合の適用限度額は、一般分28,000円、個人年金分28,000円、介護医療保険分28,000円、全体の合計適用限度額は70,000円です。							
地震保険料控除	地震保険料支払額 円		旧長期損害保険料支払額 円		控除額は		
	$\left[\begin{array}{l} \text{支払金額が50,000円以下の場合、} \times 1/2 \\ \text{(最高25,000円)} \end{array} \right] \text{円} + \left[\begin{array}{l} \text{支払金額が5,000円を超える場合は、} 1/2 + 2,500\text{円} \\ \text{(最高1万円)} \\ \text{(旧長期損害保険：保険期間が10年以上で満期返れい金有りのものでH18.12.31以前始期のもの)} \end{array} \right] \text{円} =$				⑯ (最高25,000円)		
寡婦(寡夫)控除	次の当てはまる文字を○で囲んでください。 死亡・離婚・生死不明・未帰還			控除額等については「申告の手引き」を参照してください。		⑰	
勤労学生控除	学校名		控除額は、260,000円……→		⑱		